

## 4 市町との連携

### 【基本的な考え方】

市町は、住民に最も身近で総合的な行政主体として、自立的な行政体制の整備を進め、地域課題に対応することが求められています。

こうした中で、地方分権改革推進法が施行され、国と地方の役割分担を明確化し、地方の自主性・自立性を高めるための取組が進められつつあります。

このため、県は、県と市町を通じた行政サービスの質的向上と効率化を図るため、市町の自主性・自立性を尊重しつつ、適切な役割分担のもとで市町との連携強化を図り、権限移譲を一層推進することが求められています。

### (1) 市町との連携強化

- ・ 「県と市町の新しい関係づくり協議会」において、具体的な事務分野における県と市町の役割分担のあり方、連携強化のあり方等の課題について協議を進めます。
- ・ 「市町長との膝づめミーティング」において、市町の地域課題などについて知事と市町長が対話を行うことによって相互理解を深めます。
- ・ 「県と市町の地域づくり支援会議」において、地域主権社会の実現に向けた地域づくりへの取組について調査・研究を進めるとともに、県土づくりと市町が取り組む地域づくりとの連携を深め、より効果的な地域づくりの推進につなげます。

#### 【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標】

- 県と市町の新しい関係づくり協議会では、役割分担検討部会などの検討組織を設置し、連携強化のあり方を協議し、可能なものから順次実施していきます。
- 「市町長との膝づめミーティング」では、引き続き知事が地域に出向き、県の政策課題や市町の地域課題など喫緊の課題について意見交換します。
- 「県と市町の地域づくり支援会議」では、地域主権社会の実現に向けた効果的な地域づくりについての調査・研究を行い、多様な主体の参画による戦略性に富んだ地域づくりの方策等の検討を進めます。

### (2) 権限移譲の推進

地方分権改革推進法の制定に伴う第2期地方分権改革の取組が進みつつある中で、住民に最も身近な基礎自治体である市町が、自主性・主体性の高い行政運営を行うとともに、多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に応えていくことができるよう、次のような目的や原則を踏まえ、市町と協議しながら、権限移譲を一層推進していきます。

- ① 権限移譲の目的
  - ・ 市町の主体性向上
  - ・ 住民の利便性向上
- ② 権限移譲推進の5原則
  - ・ 住民の利便性向上の原則

市町との役割分担を踏まえ、住民の利便性向上に資するような権限移譲を行います。
  - ・ 市町優先の原則

市町において、より自主的・主体的な取組や効果的・効率的な事務執行が行えるよう、可能な限り包括的に移譲します。
  - ・ 権限・財源の一体移譲の原則

権限移譲によって生じる事務処理が、市町に過度な財政負担を及ぼすことがないように、必要な財源を権限と一体で移譲します。
  - ・ 事務処理体制適正化の原則

権限移譲を受ける市町の事務処理体制上必要があるときには、人的支援を行うとともに、県、市町の双方にとって効果的かつ効率的な運営に努めます。
  - ・ 公正・透明性の原則

移譲の協議は、必要な書面や標準的な協議期間などを定めた手続きにより、公正で透明な手順で行います。

**【平成17年度から21年度までの5年間の取組目標】**

- 「三重県権限移譲推進方針」に基づき、市町と協議しながら、「地域課題解決型パッケージ」を中心に包括的権限移譲を推進します。特に、平成17年度から平成19年度までの期間は集中的に取り組みます。